

第21章 タイ投資環境の優位性と留意点

タイに進出している日系企業からの現地ヒアリング等を踏まえ、投資先としてのタイの優位性と留意点をまとめると次のとおりである。

1. 投資先としてのタイの優位性

(1) 厚い産業集積と整ったインフラ

タイでは、自動車産業、電気・電子産業を中心に、産業集積が進んでいる。また、それらの産業を支える工業団地等のインフラも整っている。

タイを投資先として選ぶ企業の中にも、部品調達のしやすさを評価する企業が多いように、部品産業の裾野が広い。代表例が自動車産業で、タイの自動車産業は「東洋のデトロイト」と呼ばれ、関連部品産業やそれを支える裾野産業（鍛造、鋳物、金型、焼入れ、メッキ等）の層も厚く、各完成車メーカーのタイ国内での部品調達率も上昇する等、国際的な一大自動車産業集積地、かつ、自動車輸出拠点となっている。

例えば、チョンブリーにあるアマタシティ・チョンブリー工業団地、ラヨーンにあるアマタシティ・ラヨーン工業団地等は、自動車関連企業が集中する工業団地である。2000年代には、完成車メーカーの要請により部品メーカーや金型メーカーのタイ進出が相次ぎ、更に2010年代には付随するサービス業の進出が目立った。

また、電気・電子産業の分野においても、日系企業を中心に多数の企業が進出している。上記のチョンブリーやラヨーン地区だけでなく、アユタヤのロジャナ工業団地、ハイテク工業団地には当該業種の日系企業が多い。アユタヤ地区の工業団地では、家電、半導体、精密機器メーカー等の電機・電子産業が集積している。

バンコクの南東に位置するマプタップットには、タイランド湾の豊かな天然ガスを利用する石油化学コンビナートが集積する等、石油・天然ガス関連企業が集積している。このようにタイでは、地域の特性に応じ、様々な業種において厚い産業集積が形成されており、進出企業はそのメリットを活かすことができる。

(2) ASEAN諸国への生産・輸出拠点

ASEAN自由貿易地域(AFTA)の物品貿易に関する基本的協定(ASEAN Trade in Goods Agreement: ATIGA)や日・タイをはじめとした二国間自由貿易協定(FTA)等の締結に伴い、タイを取り巻く経済環境は大きく変化した。海外展開する企業の間では、東アジア経済圏における生産拠点、世界市場に向けた輸出拠点として、タイを位置付ける企業が増えた。この背景として、企業が中国への投資先の一極集中リスクを分散させる必要に迫られた面もあるが、AFTAの着実な進展による更なる成長を視野に入れた進出が増えているようである。

実際に、2010年1月1日より、ASEAN原加盟国間の関税がほぼ全ての品目において撤廃された。同年のタイからの輸出額は、当時過去最高額となる1,932億ドル(前年比27%増)に達した。

その後も拡大は継続し、2018 年に 2,530 億ドルとなった後、コロナ禍の影響もあり 2020 年には 2,316 億米ドルまで落ち込んだが、2021 年以降は需要回復を受けて輸出額は順調に伸び、2024 年時点では 3,005 億米ドルに達している。輸出先としては、ASEAN 諸国への輸出が最大で構成比 23.3% を占める。その他、米国（構成比 18.3%）、中国（構成比 11.7%）、EU（構成比 8.0%）が上位を占め、日本は EU に続き約 7.7% となっている。

なお、近年ではタイに地域統括企業を設置する動きや、シンガポールから統括拠点をタイにシフトする動きもみられる。これまで、税の恩典の享受や専門人材の確保等を目的にシンガポールに統括会社を置き、そこから近隣国の拠点を管理する企業が多くみられた。しかし、アジアの中的な生産拠点をタイに設置している企業にとって、実際の製造現場の近くに統括拠点を設けることで、生産のクオリティコントロールも行うことができるというメリットがあるようだ。BOI によると、2015 年から 2024 年までの間で当局が支援した地域統括拠点の移転プロジェクトのうち、最多の 4 割を占めているのが日本企業とのことであった。タイに拠点を移している企業の業種としては、自動車産業、エレクトロニクス産業、機械産業やデジタル産業が多い。

(3) 投資誘致政策の拡充

タイ政府が推進している「東部経済回廊（EEC）政策」では、ラヨーン、チョンブリー、チャチュンサオの東部 3 県に立地する投資奨励ゾーンが設置された。EEC 内の特別区（EECi、EECd、EECa）に入居して特定の事業を行う企業、または①次世代自動車、②スマート電子機器、③高付加価値の観光・メディカルツーリズム、④農業・バイオテクノロジー、⑤未来のための食品、⑥自動化機械・ロボット、⑦航空・物流、⑧バイオ燃料・バイオ化学、⑨デジタル経済、⑩医療ハブ、⑪教育、⑫国防、の 12 産業に属する企業に対し、通常恩典に加えて EEC 追加恩典が供与される。上記の 3 県では既に、日系自動車産業をはじめとする各種製造業の集積が進んでいるが、タイ政府は域内に高度産業を対象とした特区を新たに設置することで、さらなる誘致を進める。また、高速鉄道や港湾、道路、空港等のインフラの拡充を積極的に進め、一層の投資環境の改善を図る方針である。ターゲット産業を展開する日本企業にとって、インフラ、恩典ともに充実している EEC 域内への投資は有力な選択肢になる。2025 年 3 月の現地調査でも、EEC に伴うインフラの拡張は着実に進展しており、バンコク市内からレムチャバン港へのアクセスが改善しているところで、特に EEC に生産拠点を持つ日系企業にとってプラスになっているといえよう。

加えて、2022 年 11 月、BOI は 2023 年から 2027 年にかけての 5 年間を対象とする新たな「5 カ年投資促進戦略」を公表した（第 9 章「主要投資インセンティブ」参照）。この「5 カ年投資促進戦略」に基づき、現在は 10 の業種に対する奨励が行われている。詳細は 24 章 5. 近年の地域別投資動向に掲載したが、タイ東部や中部を中心に投資額が急増していることがわかる。

(4) 日本に近い国民性と文化

タイ人は仏教徒が多く、国民性も比較的温和で、日本人には宗教的にも国民性としても非常に馴染みやすい。また、文化的にも同じ稻作文化圏に属していることから、食生活でもそれほどの違和感はない。人々の性格も比較的のんびりとしていて、セカセカしていないのがタイ人気質といわれ、日本人が、「遅々として進まない」と嘆くと、タイ人は「遅々として進んでいる」と応えるこ

とはその良い例である。日本人が郷愁を感じる国であり、日本人が比較的抵抗感無く入っていける社会といえよう。

(5) 快適な駐在員生活

外務省の海外在留邦人数調査統計によると、2023年10月時点で、タイの在留邦人数は世界第5位の72,308人である。日本人駐在員数は2021年までは増加傾向にあったが、2022年から毎年数%程度ずつ減少している。駐在員の大部分はバンコク周辺に居住しており、バンコク以外では、東部臨海部のシラチャや北部のチェンマイ等に居住する日本人が多い。バンコクでは、食料品等の日常必需品の入手はほとんど問題無く、また、日本食レストランも多数出店していて、日常生活に困るようなことは無い。

治安は、日本に比べると不安が伴うものの、外出時間帯等に注意すれば大きな問題はない。

医療面では、バンコクの私立総合病院の中には日本での経験を有する日本人医師や外国人医師を配置し、日本と比較しても遜色のないサービスを提供する病院もあり、高い医療水準を誇る。

教育面では、バンコクのほか、2009年にシラチャにもタイ国内2番目の日本人学校（泰日協会学校、小・中学部）が開校し、子弟の帯同も可能となっている。保護者の勤務地がバンコクの場合はバンコク日本人学校に通い、保護者の勤務地がチョンブリー県またはラヨーン県の場合はシラチャ日本人学校に通うこととなっている。どちらにも当てはまらない場合は、どちらの学校でも通学可能となっている。

2. タイへの投資にあたっての留意点

(1) 法務・税務処理の難しさ

タイでは、基本的な法整備が進んでいるものの、日本企業にとっては言葉の壁があり、法律の解釈や適用をめぐる法務、税務処理において、現地当局との認識の違いが問題となることがある。タイにおける外資系企業は、外国人事業法、外国人職業規制法、投資奨励法、労働者保護法、民商法典、各種税法など多数の規定に基づき、工業省、商務省、BOIなどから特別な許可や認可を得て、様々な制約の中で事業を行っている。進出日系企業担当者からは、この法令等用語の具体的な解釈や適用が担当者によりまちまちであり、運用が統一されていないため、戸惑うという声も聞かれる。特に日系企業の事業に深く関係する法律として、労働者保護法や、民商法典等があり、これら法律の内容、改正の動向には留意が必要である。

税務については、2016年の最高裁判所の判決で、優遇税制が適用される投資奨励事業と、適用されない非奨励事業の損益相殺方法が明確にされたため、それまで日系企業を悩ませていた現地国税当局とBOIとの見解の相違は解消され、以前よりも分かりやすくなった。しかし、付加価値税の還付金がなかなか戻ってこないと指摘する声は多く、還付申請に伴う税務調査も日系企業の負担となっている。また、最近の動向として、グローバルミニマム課税が導入され、連結750ユーロ以上の売り上げを持つ企業を対象に対応が求められているほか、2019年に導入された移転価格税制への対応も日系企業にとっての課題である。税務に関しては、申告漏れに係る追徴

課税が多額となるリスクや税務訴訟の負担を避けるため、進出日系企業は、弁護士、会計士、税理士等の専門家と相談しながら対応することが重要である。

ただし、上記はあくまで日本や先進国と比較した場合の留意点とも言える。2025年3月の現地調査では、ほかの途上国と比べると問題は少ないという声や、制度面では問題なく整っているとの声も聞かれた。

ひとくちメモ 11： 日系企業が陥りがちな税務関連トラブル

タイでは税理士の資格が存在せず、大学などで会計を学んだ会計士などが税務業務を兼ねている場合がある。また、日本人幹部も技術畠、営業畠の人が多く、経理に詳しくない場合が多い。税務調査には平素から各部門が連携し、適切に証憑をそろえる必要があるので、タイに進出する日系企業は、税務サービスを提供する大手会計事務所等から、腕の確かな顧問税理士を雇うことが重要である。日系企業が陥りがちな税務上のトラブルとして、下記が挙げられる。

- ・ 税関の裁量が大きく、理由が分からず貨物が税関で止められることがある。
- ・ 当局との品目コードの認識違いにより、税額が変わる等がある。品目コードの選択は気を付けないといけない。
- ・ 移転価格については利益率を厳しく見られる。
- ・ 本来税金が発生しないはずの駐在員日本払い給与をタイ子会社から日本の親会社に立替請求するケースにおいて、人材派遣の役務提供であると指摘され、追徴課税される。
- ・ 源泉税やVATの還付手続を行った際に税務調査が入り、還付税額以上の追徴課税がなされる。
- ・ VAT登録義務を持つ企業が登録を怠り、罰金や延滞金を課される。

(2) 労働コストの上昇

タイの賃金水準は年々上昇しており、最低賃金は地域により日額337~400バーツの間で設定されている(2025年5月現在)。このような状況から、労働集約型の産業等、低賃金の労働力を狙いとして海外に進出しようとしている企業にとって、タイは賃金水準の側面で魅力のある国とは言えなくなってきた。こうした状況を受け、タイではミャンマー・カンボジア・ラオスの隣接3国と労働者雇用に関する覚書を結び(ラオス:2002年、カンボジア・ミャンマー:2003年)、単純労働者の受け入れを行っている。隣接3国からのこうした労働移民がタイの経済を支えており、タイ進出日系企業も、これらの国々からの労働者を雇用している。以前は、人身売買や強制労働、就労ビザや身分証を持たない不法労働者等の問題もあったが、2017年以降、政府は不法労働者の合法化手続を雇用主に義務付ける等、移民受入の法整備を進めている。

(3) 人材確保難

現在、企業経営にとって不可欠な優秀なタイ人の確保が難しくなってきており、進出済みの企業にとっても深刻な問題になっている。特にタイでは、大学卒業資格者でなければ管理職になることが難しく、総務や経理を担当する大卒の管理職クラスの人材確保が困難になってきている。更に、エンジニアクラスの人材確保は容易でない。その理由として、大学や工業専門学校の卒業生の数が少なく、エンジニアの供給数が絶対的に不足している点が挙げられる。中小企業に限らず、

大企業でも人材確保に苦労している。2025年の現地調査では、特に建設業界における設備系エンジニアや観光産業における人材の確保難が指摘された。この背景の一つに、タイにおいては日本と比べ転職に対するハードルが低いことが挙げられる。現地調査では、勤続年数が3年であっても長い部類に入るという声があったほどである。このような状況の中、人材を確保した後も、研修制度や高い賃金水準の保障、福利厚生の充実等で安定した長期での雇用に繋げようとする企業もあれば、あえて新卒で採用し、企業のビジョンや理念を理解し、会社へのコミットメントが強い幹部候補を育成しようとする企業もあった。